

## 第1回第3ワーキンググループ会合 議事概要

1 日 時 令和4年7月26日（火）15:00～16:59

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

## 【委員】

津谷 典子（座長）、佐藤 香

## 【臨時委員】

會田 雅人、宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司

## 【審議協力者】

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、日本銀行、神奈川県、大阪府

## 【事務局】

（総務省）

明渡大臣官房審議官、北原大臣官房付

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）：稲垣統計企画管理官、山形参事官、川原企画官

4 議 事

（1）第3WG（国民生活・社会統計）における当面の審議の進め方について

（2）暮らしや生き方に関する統計の整備

（人口動態調査のオンライン調査の状況について）

（3）雇用・労働環境の実態をよりの確に把握する統計の整備

（外国人の雇用実態を把握するための統計の整備について）

（4）教育をめぐる状況変化等に対応し、その変化を的確に捉える統計の整備

（21世紀出生児縦断調査の今後について）

（学校を対象とした統計調査における統合型校務支援システムの活用について）

5 議事概要

冒頭、津谷座長から佐藤委員に対して座長代理の指名があり、了承された。各議題の概要は、以下のとおり。

（1）第3WG（国民生活・社会統計）における当面の審議の進め方について

事務局から資料1-1、1-2に基づき、第3WGにおける当面の審議の進め方について説明があり、特段の質疑はなかった。

(2) 暮らしや生き方に関する統計の整備について

事務局及び厚生労働省から、資料2-1、2-2に基づき、暮らしや生き方に関する統計の整備について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)について了承された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 市区町村のオンラインシステム導入率が100%になることによって、公表の時期が早くなる可能性はあるのか。また、速報・概数・年報について、オンラインの集計はこれら全てに関わっているのか。
- 人口動態調査オンライン報告システム(以下、「オンラインシステム」という。)とは、調査票データの受付・審査・提出のためのシステムであり、市区町村にとっては主に電子媒体を郵送する代わりになるものである。その導入率が100%になったからといって公表の時期が早くなるということはないが、確実な業務処理が可能になると考える。また、集計については、オンラインシステムで収集したデータは速報・概数・年報の全ての算出に関わっている。
- ・ オンライン化することで、どのようなメリットが出てくるのか。
- 業務誤りがなくなることほか、保健所の受付・審査業務が軽減され、コロナ禍でひっ迫している保健所にとっては大変メリットがある。また、データを収納した媒体を郵送等する際に要する手間、郵送料の縮減、データを紛失する等のセキュリティ問題が解決されるというメリットがある。
- ・ 電子化とオンライン化という言葉を区別した方が良い。電子化率が99.98%であることは理解できるが、それをオンライン報告率という表現にすると違う印象がある。また、市区町村がオンラインシステムに直接入力した場合、なぜ保健所の審査・照会の手間が軽減できるのか。
- 市町村がUSBメモリ等を保健所に直接持参した場合、その受付業務をし、エラーがあれば市区町村へ返し、また市区町村がデータを作り直して保健所に持参するといった手間が発生することがある。
- ・ 人口動態調査事務システムから出力されるファイルにエラーが含まれている可能性が高いとすると、同システムからエラーのないファイルを出力することが先決ではないか。
- 人口動態調査事務システム(以下、「事務システム」という。)とは、戸籍情報システムからデータを引継ぎ、人口動態調査票を電子的に作成するためのシステムであり、調査票データの出力に間違いが多いというわけではなく、事務的な誤りがまれに発生し、調査票データの作り直しが必要となる場合もあるという事。事務システムの信頼度が低いということではない。
- ・ 小さな村などにとっては、オンラインシステムを導入することがかなり負担ではないか。
- オンラインシステムの導入実績は自治体の大小による傾向は見られないところ。前述のとおり、オンラインシステムには確実な業務処理やセキュリティの確保とい

う目的があり、自治体の規模の大小に関わらず導入のメリットがあると考えている。また、今年実施するアンケートでは、保健所のひっ迫を軽減できる点についても強調したいと考えている。

### (3) 雇用・労働環境の実態をよりの確に把握する統計の整備

事務局及び厚生労働省から、資料3-1、3-2に基づき、雇用・労働環境の実態をよりの確に把握する統計の整備について説明があり、質疑応答が行われ、本項の次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）については了承されたが、文言を追加する方向で検討することとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 在留資格を持っていない労働者は調査対象として想定しているのか。まずは雇用状況がどのようになっているのかを、既存の行政記録情報を用いて、国勢統計などとの整合性を見ながら統計化することが穏当な始め方であると考えているが、当初から統計調査として実施する必要性を教えてください。
- 在留資格として労働が可能な人を対象とする予定。外国人雇用状況届出により外国人労働者のいる事務所は把握できるが、給与水準などは報告事項に含まれていない。そのため、別途、統計調査を立ち上げる必要があると考える。
- ・ 外国人の雇用に特化した統計調査を実施する必要性は高く、その必要性はこれからも高くなっていくのではないかと考える。
- ・ 外国人雇用の全体像をつかむことができなくても、制度で把握できる部分の全体像をつかむ調査は必要であると考えている。
- ・ 実施が予定されている統計調査によるカバレッジのイメージが湧かない。在留資格ごとの総数をどれほどカバーできるのかということ、事前に把握することはできるのか。
- カバレッジがどこまで可能であるかについては、研究会においても議論の最中であるが、数か月間でその点については、もう少し詰められると考えている。
- ・ 統計調査で実施する場合、どのような周期での実施を考えているか。
- 年次調査を想定している。
- ・ 通常の統計調査では国籍等に関する質問を設けていないため、統計調査の調査対象に外国人が数%入っていることになる。そのため、統計調査の結果から日本人と外国人を正確に比較できないことから、既存の統計調査においても国籍等の質問を追加するよう、努力していただきたい。
- 他の統計において在留資格等を聞くことについては、研究会の中でも議論になっており、そうした働きかけをすべきという提言も出ている。関係部署への周知を図っていきたい。また、日本人と外国人の比較については、限られた予算の中でどこまでのことができるのか、研究会で議論を進めているところ。

- ・ 「他の雇用統計等において国籍や在留資格等を聞くことによって、外国人労働者の実態を把握することに努める」などの文言を、部分的にでも別項などに入れるのはいかがか。

→ その点については御指摘を踏まえ、こちらで修正案を検討させていただきたい。

#### (4) 教育をめぐる状況変化等に対応し、その変化を的確に捉える統計の整備

事務局及び厚生労働省から、資料4-1、4-2に基づき、教育をめぐる状況変化等に対応し、その変化を的確に捉える統計の整備（21世紀出生児縦断調査の今後について）について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）について了承された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 平成22年コーホートが、中学生・高校生と成長していくにつれて、コロナ禍の問題や教育のデジタル化というものが、どのような影響をもたらしているのかを明らかにするという意味でも、縦断調査の継続は非常に重要である。また、早期に文部科学省と連携を取り、教育面での項目を入れて調査を継続することは非常に重要で価値が高いと考える。
- ・ 異なるコーホートで比較できるようにすることは非常に良いと考える。縦断調査全体で、転居を含めた継続性について特段の注意を払ってほしい。
- ・ 学校から就業への移行も大事な側面である。そこにも焦点を当てていくことが大切であると考え。

→ いかにパネルを維持していくかという課題について、今後も対応を続けていきたい。また、統計委員会としても後押ししていきたい。

#### (4) 教育をめぐる状況変化等に対応し、その変化を的確に捉える統計の整備

事務局及び文部科学省から、資料5-1～6-2に基づき、教育をめぐる状況変化等に対応し、その変化を的確に捉える統計の整備（学校を対象とした統計調査における統合型校務支援システムの活用について）について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）について修正の方向で検討することとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 学校保健統計調査に関する次期基本計画における基本的な考え方の2つ目について、データ連携の目的が調査負担の軽減のみとなっているが、他の統計と接続して分析の範囲を広げることが可能であるということも、基本的な考え方に書き込むことを検討できないか。このような体制を整えることは、基本的な考え方として取り入れるべきであると考え。

→ データの連携については調査事項なども精査する必要がある。御指摘の点については、座長と文部科学省とも相談し、可能な限り御指摘の趣旨を盛り込めるか検討したい。

→ 意見の反映については、事務局と文部科学省と座長とで相談させていただき、次回のワーキンググループ会合において説明するという対応をとらせていただきたい。学校保健統計調査に関する基本的な考え方の2つ目については修文を考えたい。

(5) その他

次回の会合は8月10日(水)に開催予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>